

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

1. 書類の簡素化

課 題	主 な 意 見	回 答
① 段階検査願い、立合願いについて	① 段階検査の立合い写真は必要ないのでは。	必要です。また、出来形写真は不要です。
	② 監督員による段階検査での結果は自主管理に置き換えられないか。	内容しだいで机上検査にすることも出来ます。
	③ 実際、立合い願いは確認後に報告書と一緒に提出しているため、実態として機能していない。報告書内に事前に連絡済と明記するようにはどうか。	共通仕様書において、あらかじめ承認を得ると定めてありますので、お願いしたい。
	④ 電話でも可とし、省略してはどうか。	
	⑤ 成績評定の項目の中に「手続きを事前に・・」とあるため、その証明を行うためにも必要なのでは。	
	⑥ 成績評定の項目の中から外すことはできないか。	国に準拠しておりますので、外すことは困難です。
② 様式の統一について	① 様式の中に印の文字があるため、押印してPDFファイル化せざるを得ない。	国の様式に準じておりますので、すぐに変更することは難しい。
	② 土木部内であっても、土木と建築とでは様式が異なる。	
	③ 土木部と農政部で様式が異なる。	
	④ 様式の改訂、統一化を更に進めることはできないか。	
	⑤ 材料承認でカタログ等のPDFファイル化まで必要なのか。	紙または電子のいずれかの提出で大丈夫です。
③ さらに簡素化できる書類について	① 軽微な変更の施工計画書の提出は不要となっているが軽微な変更の定義が分からない。	変更内容ごとの判断になりますので、発注担当者に確認して下さい。
	② 創意工夫の書類が多く、また点数に反映されないものが多い。	様式は2種類のみですが、それ以外の独自性や効果を示せる資料を添付して頂いた方が分かりやすいため、結果として多くなっていると思われます。
	③ 岩石の出荷証明書は材料承認で確認できないか。	作成不要です。
	④ 出来形管理図は、一度紙出力をして押印しPDF化して取り込んでいるが、紙ベースでの提出で良いのではないか。	電子データの提出でお願いします。
	⑤ 国交省の工事完成検査時における関係書類の削減（試行）を参考にしてはどうか。	国の試行結果を参考に引き続き検討したい。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

1. 書類の簡素化

課 題	主 な 意 見	回 答
④ 書類簡素化の徹底について	<p>⑥ 提出は求められないが、作成しなければならない書類も、削減を検討する。</p> <p>① 施工業者向けの説明会を開催して欲しい。</p> <p>② 書類の簡素化の対象となる工事書類を特記仕様書で明示できないか。</p> <p>③ 市町村にも書類の簡素化を行うよう指導して欲しい。</p>	<p>安全教育実施訓練の資料は提示のみで大丈夫です。（訓練で使用した資料を見せて下さい）</p> <p>状況を見ながら検討したい。</p> <p>8月の通知文を参考にして下さい。</p> <p>市町村にも通知済です。</p>
⑤ 情報交換共有システムについて	<p>① 情報共有システムを利用する場合、工事看板設置届の会社印は不要ではないでしょうか。設置届の様式には「印」と書いてあるが、これを消して頂きたい。</p> <p>② 業者が提出したもの、発注者が決裁できたものについて、お互いが同じもので確認できる様、情報交換共有システムをチェックリストとして活用できないか。</p> <p>③ システム上の決裁が遅い。</p> <p>④ 工事打合せ等、電子メールでやり取りできるものは電子が良い。</p> <p>⑤ 紙とシステムとの使い分けが担当者により異なる。</p> <p>⑥ 受注者が利用を申し出ても発注者から断られることがある。</p> <p>⑦ 情報交換共有システムの動作環境の改善も必要。</p> <p>⑧ システム上のやり取りだけにとらわれず、受発注者間における普段からのコミュニケーションを密にとることにより工事現場の円滑化を図ることも重要。</p>	<p>今後検討したい。</p> <p>システム上はお互い確認可能です。使い方を周知します。</p> <p>改善するよう周知したい。</p> <p>電子メールの活用はかまいません。</p> <p>紙とシステムのいずれかの使用は受注者で決めることができます。使いやすい方を利用して下さい。</p> <p>改めて活用するよう周知します。</p> <p>具体的にどのような改善が必要か整理し検討します。</p> <p>ご指摘の通りです。</p>
⑥ 毎月提出資料の削減について	<p>① 現場パトロール報告は毎月でなくて良いのでは。</p> <p>② 安全管理チェックリストの写真を簡素化できないか。（現場バリケードの設置状況の変更や災害対応など現場状況の変化時に随時提出報告に変更する）</p>	<p>報告の義務はありませんが工事成績の評価の対象となるため、提示できるよう準備をお願いします。</p> <p>事故が増えてきているため、現行通り提出して頂きたい。</p>

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

1. 書類の簡素化

課 題	主 な 意 見	回 答
	③ 安全チェックリストは毎月提出する必要があるのか。 ④ 発注者と受注者で協議書として交わす、履行報告書・工程表・安全管理チェックリストを統合して一度に提出できるようにならないか。	あります。 一つの協議書にまとめて提出しても構いません。
⑦ 電子納品のエラーチェックについて	① 図面に必ずエラーが発生するため、その修正に手間が掛かる。 ② ファイル形式（sfc形式）だけ決定していれば、内部の線の太さ等はどうでも良いのではないか。 ③ 電子納品のエラーチェックから図面を除外できれば負担が軽くなる。（sfc形式等の拡張子は揃える）	受注者が修正する必要はありませんので、そのまま返して下さい。 電子納品ガイドラインに基づいて作成をお願いします。
⑧ 工事点数への影響について	① 出来形管理表の作成は不要ではないか。管理確認はどうされているのか。 ② 変更施工計画書を出す時期が工事の最後の方になり、計画的な施工に反映されないため評価もされないのではないか。 ③ 立会願いの事前提出は不要なのでは。 ④ 品質証明員の提出必要書類が多い。 ⑤ 評価基準の見直しが必要。（提出不要書類で点数に影響が出ないよう点数表の改定を行う）	国に準拠しているため作成をお願いしたい。 変更契約の前に工事に着手する場合は、指示書の内容をもって変更施工計画書を提出してください。 国に準拠しているので事前提出をお願いしたい。 検査の評点に関わってくるため最少限の資料は必要になります。 国に準拠しているため、なかなか難しい。
⑨ 書類と評定のバランスについて	① 成績評定の得点を取ろうとすると、各評価項目の説明資料を作る必要があり、結果、簡素化とならない。 ② 土木部と、それ以外の部（農政、林務）で評定点のバラツキがある。 ③ 評定内容の確認を行うための資料について、作成例を示してはどうか。	確認できる資料が検査時には必要になります。高品質工事の為には、ある程度の書類は必要と考えます。 バラツキは研修等を通じ改善していきたい。 必要な書類は工事の規模や種類によって変わってくるので、検討したい。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

2. i-Construction (ICT土工)

課 題	主 な 意 見	回 答
① 導入コスト、採算性について	① 機械やソフトが高額である。(初期投資・更新費用が高い) ② 着工前測量等の機材に数百万円は掛かる。 ③ 自社のみでの運用が出来ず、外注コストが掛かる。 ④ 土工の数量が少ない場合、割高となる。 ⑤ 適確な基準を策定するとともに、ICT施工を希望する受注者に対し、柔軟に変更出来る体制を構築する。(実費精算等) ⑥ オペレータの技術習得に費用が掛かる。(新規及び更新時にも) ⑦ 段階的に(工程を絞って)徐々に導入していく。 ⑧ 試行的にモデルを導入し、積算体系に機材・ソフト等の費用を取り入れる。 ⑨ ICTを導入する業者には、助成金による支援を行う。 ⑩ 設計レベルでの3次元モデルが必要。	現状、県としても生産性の向上は必要であり、i-Construction (ICT土工) は有効な手段と考える。復旧・復興が最優先事項ではあるが、導入に伴う負担や育成等、タイミングを含めて検討したい。ICT対応機械の導入に伴う補助は、国のメニューに掲載されているので活用して欲しい。
② 技術者の育成、安全管理について	① 3D測量も測量技師等ではなく、IT関係者が現地に來ていると聞く。測量技術者が衰退するのではないか。 ② 技術者・技能者がいなくなるのでは。 ③ 高齢の技術者が対応するのは難しい。 ④ 若手のオペレータがマシンコントロールにより仕上げた切土面等より、熟練オペレータが仕上げた方が勝っている。 ⑤ ICT導入により若手技術者の基礎知識が低迷する。 ⑥ まずは熟練オペレータが情報化施工になれるべき。 ⑦ 熟練オペレータが機械運転技術とICTの知識を若手に継承していくシステムづくりを行う。	技術者育成については、国の方で研修や活用工事が実施されている。県も技術センターの研修等、機会を捉えて育成を推進したい。安全管理については、人が少ないことで安全向上に繋がるのではないかと期待している。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

2. i-Construction (ICT土工)

課 題	主 な 意 見	回 答
	⑧ 修行時より3次元プログラム等の導入を行い、若手技術者の育成を行う。 ⑨ 分かりやすいシステム整備（VRなど）と研修の充実が必要。 ⑩ 就職以降、定期的にICT勉強会を実施する。 ⑪ 将来的に無人化施工となった場合、技術継承が困難。 ⑫ 測量については、二次災害の減少につながる。（危険箇所への立ち入りが減る） ⑬ ICTは熟練でなくても施工が可能というメリットがあるが、重機操作に不慣れな場合、転落や接触などの安全な操作に不安が残る。（MGの場合、画面を注視してしまい、周囲の安全確認を怠る可能性が大） ⑭ 重機との併用作業が減るため、接触事故等は減少すると思われる。 ⑮ 掘削時の地山の異常等に気付ける人が少なくなるのでは。	
③ 工期について	① ICT測量の場合、外注になるため工程に影響が出てくる。（外注先が少ない） ② ICT測量の場合、通常よりも伐採や障害物除去が必要になる。また市街地での活用は困難。 ③ 測量にあたって電波状況や強風などの天候に左右される。 ④ 単純な工期短縮は見込めないため、作業量に応じた工期の設定が必要。	国の工事で測量の日数が短縮できたと実例を聞いている。
④ 施工管理の複雑化について	① データ処理に時間が掛かる。 ② データ形式が違うため、受け渡しが困難。統一化の必要性。 ③ 精度に不安があり現場での確認が必要。（2度手間）	新たな基準を定める必要があるが、国の準拠になるとと思われる。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

2. i-Construction (ICT土工)

課 題	主 な 意 見	回 答
	④ 管理・検査基準が整備されていないので、統一化を図る必要がある。	
⑤ ICTの評価について	① ICT導入による評価メリットが見えにくいので、次の工事に繋がるような評価基準にする。	これから検討していく段階なので、改めて考えていきたい。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

3. 週休2日制

課 題	主 な 意 見	回 答
① 適切な工期の設定、発注時期について	① 標準工期を週休2日を見込んだ設定とすることが必要。 ② 工期の設定を天候の影響等を考慮し、もっと余裕のあるものにして欲しい。 ③ 工期末が集中すると休日を取得しにくいので、余裕工期を十分設定して頂きたい。 ④ 後片付け期間に20日間程度必要。 ⑤ 週休2日制を導入したことによる工期延期は認めて頂けるのか。(技術者数の関係上、ローテーションによる週休2日制は困難) ⑥ 工期延長分の費用の上乗せが必要。 ⑦ 維持・保全関係の業務は、季節によって24時間体制の場合があり、週休2日は困難である。 ⑧ 工事の一時中止の活用も必要。 ⑨ 工事を計画的に発注し、発注時期の平準化に努める。 ⑩ 発注時期の考慮と単年度予算体制を改める必要がある。	現在、復旧・復興事業最優先で取り組んでおり、他県や協会との協議を踏まえて導入を検討したい。 必要に応じて発注担当者と協議をお願いします。 発注の平準化やゼロ県債の活用等で取り組んで行きたい。
② 給料の課題について	① 日給で雇われている人が、週2日休んでも大丈夫なよう労働者の賃金見直しが必要。 ② 給料制(月払い)にすることで、天候により休みになった分の給料の低下が生じない様にする。 ③ 労務の歩掛見直しが必要。 ④ 週休2日を考慮した間接工事費の補正が必要。(例: 6日/週 ÷ 5/週 = 1.2倍で、最低でも現在の1.2倍は必要) ⑤ 人件費(労務単価)の設計と実支払い額の乖離の解消が必要。	積算上の話として、国のモデル工事は間接費の方で増額している。県もそのような方向で検討することになると思われる。
③ コスト面の増大に伴う費用計上について	① 機械のリース料等が増大する。(リース料が高価な特殊機械等の待機日数が増える) ② 稼働率を考慮した機械経費に見合う共通仮設費の割り増しが必要。	導入するとしたら、国が導入するのに合わせて行うことになるとと思われる。

平成29年度 熊本県土木部土木技術管理課と土木委員会との意見交換

3. 週休2日制

課 題	主 な 意 見	回 答
④ 下請業者との調整について	① 下請業者等との調整を行って行く中で作業を行いたい日に必ずしも作業を進めることが出来ず、予定がずれてしまうことがある。 ② 他の現場に行かない様、完全月給制の導入が必要。	施工者側の課題の為、未回答。
⑤ 週休時の現場管理について	① 週休時における現場管理はどうするのか、現場代理人としては不安がある。警備会社に委託するとしても、その費用が掛かる。 ② 休暇期間中の仮設物は、どのように管理するのか。その設置・撤去する費用も掛かるので、経費の計上をお願いしたい。 ③ 一連の施工を行っている際には、現場を止められないことがある。	共通仕様書に定めてあるので、休みであっても安全管理が必要になります。
⑥ 受注者の週休2日制に対する体制づくりについて	① 休日確保の取組意識を上げるために会社の就業規則に週休2日を定める。 ② ある現場で週休2日制度を導入したとしても、休暇時に制度を導入していない現場へ行かなければならない場合がある。 ③ 現場が休みになったとしても、会社は休みではない。 ④ 週休2日制を導入することにより、工事成績で大きく評価されれば、推進できるのではないか。 ⑤ 若手就労者確保のため、週休2日の必要性をもっとPRした方が良い。	施工者側の課題の為、未回答。 現行ではモデル工事は導入していませんが、工事成績のその他の項目で評価するようになっています。 施工者側の課題の為、未回答。